

資料 2-1 の第五次宇部市障害者福祉計画骨子 説明資料

■第四次計画の総括

(1)計画期間

平成30年度から令和5年度までの6年間

(2)概要

「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり」を基本理念とし、平成30年度から令和5年度までを計画期間として実施

(3)成果

- ・平成30年度から実施している地域生活支援拠点等の整備により、相談支援体制の確保や緊急時の対応、地域生活体験事業の実施などの充実が図られた
- ・平成29年4月に制定した「宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例」を基に、障害者への情報保障に取組み、障害特性に応じた適切なコミュニケーション支援体制が整備された
- ・令和5年度より新たに1歳児健康診査が実施されるなど、乳幼児に対する早期の健康診査を実施することにより、発達等に関して早い段階での相談支援などの実施ができた

(4)課題

- ・市民アンケートの結果などから、障害についての市民や地域の理解がまだまだ不足している現状である
- ・保護者や障害児サービス事業者などから、医療・教育・福祉の連携不足、成長段階において関係機関が変わることにより安定した支援体制に対する不安がある
- ・地域でいきいきと自分らしく暮らすため、それぞれの障害特性に応じた働き方や社会参加の取組が必要である
- ・障害児の早期療育のニーズが高まっている

■計画策定の趣旨

現行計画が令和5年度で終了することに伴い、次期計画を策定する

■計画期間

山口県が策定する「やまぐち障害者いきいきプラン(令和6年度～令和11年度)」の期間に併せて、本計画期間も令和6年度～令和11年度の6年間とする

■計画の方向性

現行計画の施策体系を基本とし、本市の地域課題の解決に向けて重点的に取り組む施策について、国の障害者基本計画を踏まえ策定する

■基本理念

現行計画と同じ

■基本目標

現行計画と同じ

■重点施策

様々な施策を実施する中で、特に重点的に行う施策として、「障害についての理解促進」と「発達障害に関する支援体制の充実」の2施策を重点施策として掲げる
重点施策とした理由は、資料のとおり

■重要施策事項

現行計画の施策事項を基に策定するが、統合できる項目については統合し、目標を達成した項目などは削除しつつ、国・県の動向や市民ニーズなどを踏まえ、これから必要な施策については、積極的に新規施策事項として追加していく

《主な新規施策事項》

・あいサポート運動の推進

令和4年に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が施行
障害や障害のある人への正しい理解を深めるため、市民に対してあいサポート運動の周知や広報を進める

・情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行

・外出しやすい環境の整備

障害のある人がまちなかなどに出かけやすくなるためのハード面を含めた環境の整備

- ・医療的ケア児への支援の充実
 - 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行
 - 令和4年4月に山口県医療的ケア児支援センターが県内2か所に開設
- ・療育関係機関連携の強化
 - 医療・教育・福祉の連携不足が課題
- ・重層的支援体制の強化
 - 令和4年4月から重層的支援体制整備事業を開始
 - 令和5年3月に「宇部市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定
- ・地域自立支援協議会の活性化
 - 令和6年度に専門部会を設置し、地域課題の解決に向けてより一層の協議を実施予定
- ・発達障害に関する支援体制の充実
 - 発達障害児のサービス支給決定者数の増加
- ・障害特性に応じた避難体制の整備
 - 令和4年度に「障害特性に応じた災害用チェックリスト」を作成
- ・個別避難計画の実効性の確保
 - 令和4年度から個別避難計画の作成を開始
- ・日常生活におけるDXの普及
 - 安心・安全な生活を支える新たなツールの活用
- ・DXの推進を踏まえた多様な働き方の支援
 - 在宅ワークなどの障害特性に応じた新たな働き方への支援
- ・地域活動支援センターの充実
 - 令和4年9月に地域活動支援センターを開設
- ・各種団体等と連携したイベント等の開催
 - 理解促進及び共生社会の取組として、プロスポーツなどと連携したイベントなどを実施

■障害福祉サービス計画

■構成

■策定スケジュール

■各種アンケート

以上については、資料のとおり